

CO・OP共済にご加入の組合員の皆様へ 鳥取県中部を震源とする地震での被害について

この度の地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済では、今回のような地震の被害において、下記のように共済金や見舞金がございます。下記までお問い合わせください。

ケガなどをされた場合

- 《たすけあい》《あいぱらす》《ずっとあい》《新あいあい》《あいあい》にご加入の方
ケガの通院、入院・手術などが対象になります。
※ご加入の商品によっては上記の保障がない場合もございます。

住宅や家財の損壊があった場合

今回の地震を直接の原因として、住宅や家財の損壊があった場合、被害の程度によって共済金・見舞金がございます。

- 《たすけあい》《あいぱらす》《ずっとあい》《あいあい》にご加入の方
居住している住宅および家財の損害額が20万円以上の場合、異常災害見舞金規程により見舞金をお支払いいたします。

全壊・全焼／半壊・半焼／流失	50,000円
一部壊・一部焼・床上浸水	10,000円

※1世帯に1回のお支払いとなります。

※全壊・全焼／半壊・半焼／流失／一部壊・一部焼・床上浸水の認定は規程に沿って行います。

※《たすけあい》の一部のコースにある住宅災害共済金については、地震・津波・噴火による住宅災害は支払対象外となります。

●火災共済にご加入の方

住宅の損害額が20万円を超える場合。

※見舞金のため、災害の規模などによりお支払いできない場合があります。

※「貸家」「空家」および加入口数が30口未満の場合は、お支払い対象となりません。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。居住している建物部分の損害が対象となります。

●自然災害共済にご加入の方

住宅の損害額が20万円を超える場合。

※建物本体以外の門、塀、物置、車庫、納屋などの損害は、お支払い対象となりません。居住している建物部分の損害が対象となります（加入口数が20口以上の場合）。

※大型タイプにご加入（住宅契約20口以上）で、門、塀、垣根などの付属工作物および物置、納屋、車庫などの付属建物の損害額が20万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

【それぞれの商品によって基準が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。】

《たすけあい》《あいぱらす》《ずっとあい》にご加入の方

0120-17-9431 9時30分～17時（日曜日定休日）

火災共済、自然災害共済に加入の方

0120-6031-43

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済センター 9時～18時（日曜定休日）

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能